

感染症※1の流行下でのPAZの防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)>

		避難元	避難等の実施	避難先 ※4	手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底
施設敷地緊急事態要避難者	感染者(重症者) ※2			感染症指定医療機関等で治療	
	避難の実施により健康リスクが高まる者	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➤ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。	➤ それ以外の者とは、別々の車両で避難。	➤ それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
	感染者(軽症者等) ※2	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➤ 感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。	➤ 感染者(軽症者等)とは、別々の車両で避難。	➤ 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
	それ以外の者 ※3				
自宅等で避難準備	感染者(重症者等) ※2	バス避難者等の一時集合場所等 ➤ 密集を避け、極力分散して集合。 (例) [感染者(軽症者等)] ・一時集合場所等を経由せず、直接指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] ・検温等による体調確認を行う。 ・一時集合場所等の中で分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・一時集合場所等の場所を分ける。	避難車両 ➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	避難所等 ➤ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。	
	避難の実施により健康リスクが高まらない者			➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	➤ 避難先施設では、密集を避ける。
	それ以外の者 ※3				
一般住民	感染者(軽症者等) ※2	指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) [感染者(軽症者等)] ・別車両により、指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] ・検温等による体調確認を行う。 ・施設内の別部屋に分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・避難施設の場所を分ける。	避難車両 ➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクの着用、座席を十分離して着席する。	➤ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。	
	それ以外の者 ※3			➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	➤ 避難先施設では、密集を避ける。

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。
 ※4 避難先施設で密集が発生するおそれのある場合は、府県旅館・ホテル組合に「それ以外の者」の受入れについて協力を依頼する。

5. PAZの全面緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. 自家用車による避難ができない住民については、移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

※ 本章では、舞鶴市まいづるしの「PAZに準じた避難を行う地域」も含めた対応を記載している。

高浜町におけるPAZ内の住民の避難先

- 高浜町の3地区（内浦地区、青郷地区、高浜地区）住民の避難については、福井県内及び県外において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 3地区における避難先については、普段から避難計画に関する広報や訓練等を通じて住民に周知。

PAZ内人口	
内浦地区	536人
青郷地区	2,205人
高浜地区	4,177人
合計	6,918人



敦賀市

避難元	避難先施設
内浦地区	敦賀市立少年自然の家
青郷地区	敦賀市立看護大学 敦賀市立粟野南小学校 敦賀市立体育館 敦賀市立松陵中学校
高浜地区	敦賀市立中央小学校 敦賀市愛発公民館 敦賀気比高等学校 敦賀市立角鹿中学校 敦賀市中郷体育館 福井県立敦賀工業高等学校

兵庫県

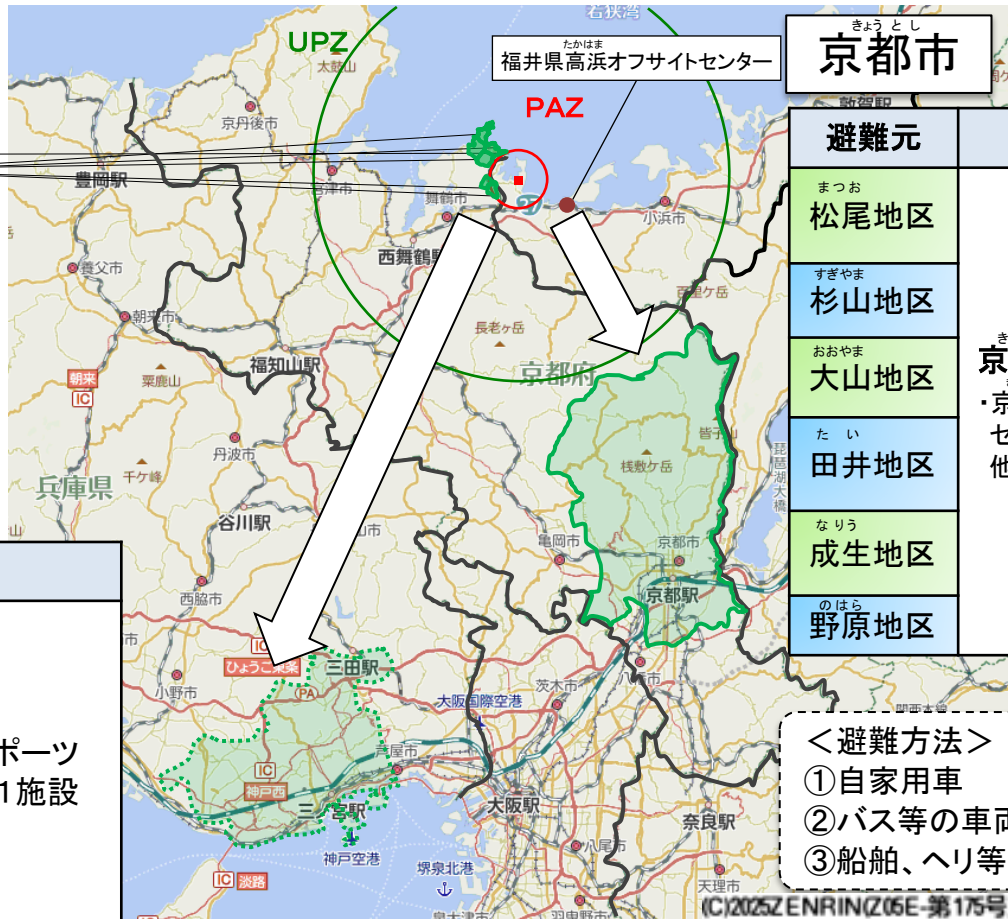
避難元	避難先	
内浦地区	三田市	駒ヶ谷運動公園
青郷地区	宝塚市	兵庫県立宝塚高等学校 宝塚市立西公民館 宝塚市立末広体育館 兵庫県立宝塚西高等学校 さらら仁川北館公益施設 宝塚市立中央公民館 宝塚市立くろんど人権文化センター
高浜地区	宝塚市	兵庫県立宝塚北高等学校 宝塚市立老人福祉センター 宝塚市立東公民館 宝塚市立スポーツセンター 宝塚市総合福祉センター 兵庫県立宝塚東高等学校 ピピアめふ宝塚市公益施設
	猪名川町	猪名川町スポーツセンター 猪名川町生涯学習センター 猪名川町文化体育館

- ＜避難方法＞
- ①自家用車
 - ②バス等の車両による避難
 - ③船舶、ヘリ等による避難

舞鶴市におけるPAZ内の住民の避難先

- 舞鶴市の6地区(松尾地区、杉山地区、大山地区、田井地区、成生地区、野原地区)住民の避難先については、京都府内及び府外(兵庫県)において避難先を確保。避難先を京都府内又は府外のどちらかに選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況の他、気象庁から提供される気象情報などを考慮する。
- 6地区における避難先については、自治会等の単位で、普段から避難計画に関する広報や訓練等を通じて対象となる住民に周知。

PAZ内人口	
まつお 松尾地区	11人
すぎやま 杉山地区	32人
おおやま 大山地区	41人
たい 田井地区	128人
なりう 成生地区	38人
のほら 野原地区	183人
合計	433人



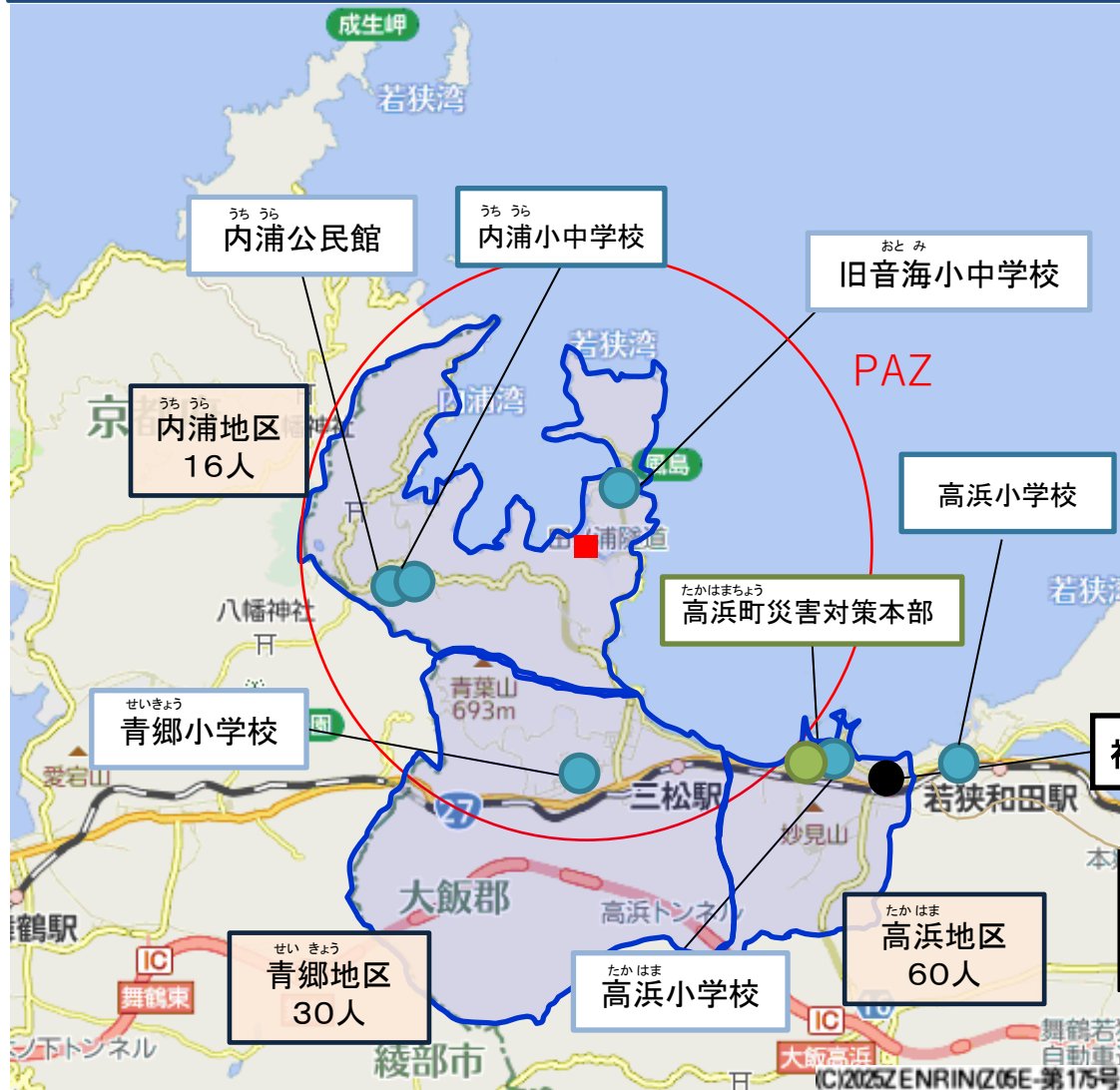
避難元	避難先
まつお 松尾地区	京都市東山区内施設 ・京都市東山青少年活動センター 他9施設
すぎやま 杉山地区	
おおやま 大山地区	
たい 田井地区	
なりう 成生地区	
のほら 野原地区	

兵庫県	
避難元	避難先
まつお 松尾地区	神戸市 田園スポーツ公園他1施設
すぎやま 杉山地区	
おおやま 大山地区	
たい 田井地区	
なりう 成生地区	
のほら 野原地区	

- <避難方法>
- ① 自家用車
 - ② バス等の車両による避難
 - ③ 船舶、ヘリ等による避難

高浜町のPAZ内における自家用車で避難できない住民の数

- 高浜町による要支援者台帳によると、高浜町の3地区における自家用車で避難できない住民は全6,918人のうち106人。



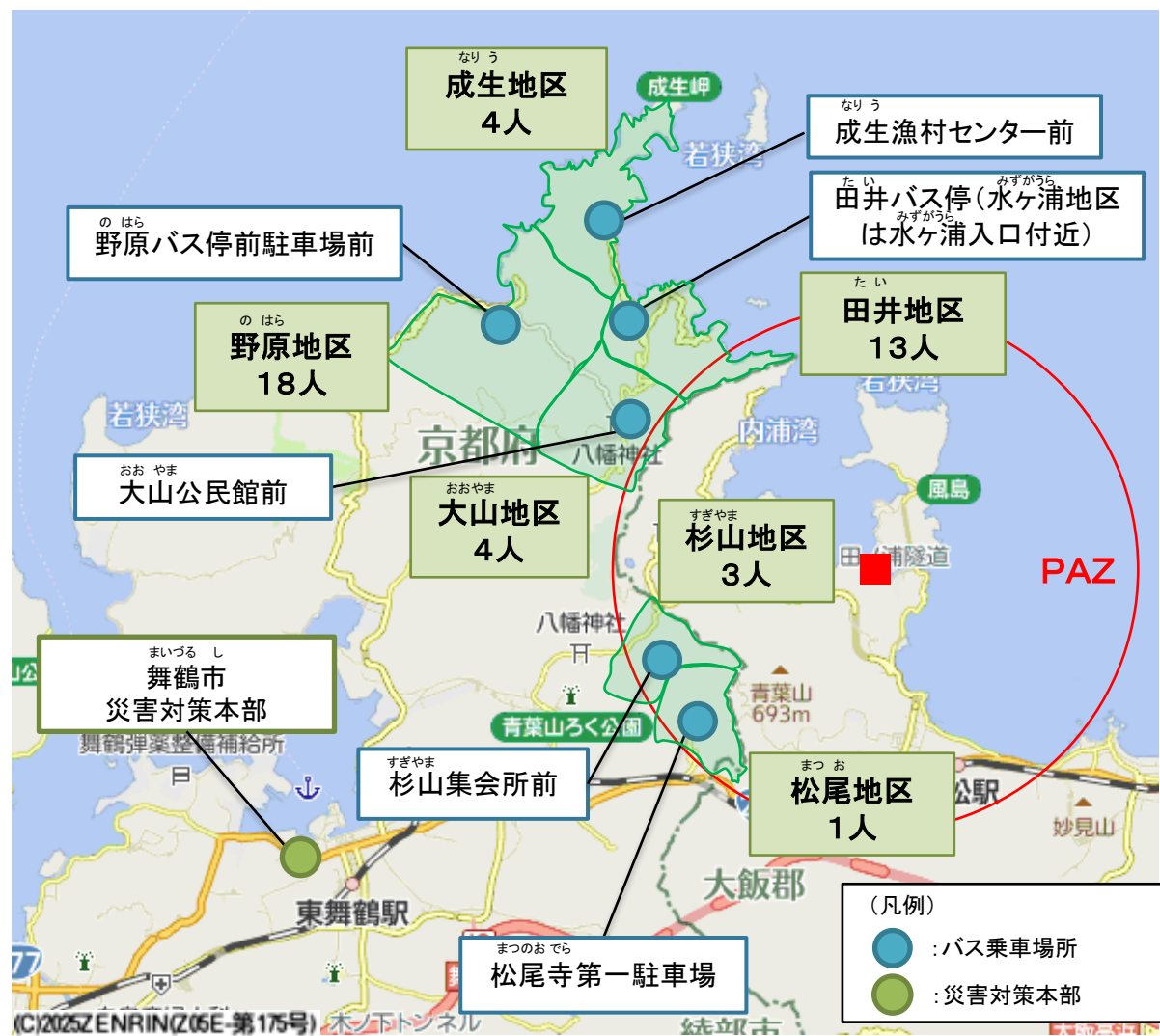
対象地区	人口	うちバス避難者数
内浦地区	536人	16人
青郷地区	2,205人	30人
高浜地区	4,177人	60人
合計	6,918人	106人

※人数は令和7年4月1日現在

※高浜町においては、要支援者台帳による数値

舞鶴市のPAZ内における自家用車で避難できない住民の数

舞鶴市による想定では、舞鶴市の6地区における自家用車で避難できない住民は全433人のうち43人。



対象地区	人口	うちバス避難者数
松尾地区	11人	1人
杉山地区	32人	3人
大山地区	41人	4人
田井地区	128人	13人
成生地区	38人	4人
野原地区	183人	18人
合計	433人	43人

※人数は令和7年4月1日現在
 ※舞鶴市においては、各地区の人口のうち9割が自家用車で避難すると想定

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

高浜町において全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- 高浜町において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民106人分、バス3台。
- 全面緊急事態発生時には、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、関西電力(株)が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

＜高浜町において全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数※1	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	106人	3台	1台当たり45人程度の乗車を想定【資料P51】

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

＜高浜町における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数	備考
		バス	
(A)必要車両台数		3台	
(B)確保車両台数		計3台	
確保先	バス会社[福井県嶺南地方]	2台	保有車両台数 バス222台
	関西電力(株)	1台	保有車両台数 バス10台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

舞鶴市において全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- 舞鶴市において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民43人分、バス6台。
- 全面緊急事態発生時には、舞鶴市が保有するバスのほか、京都府内のバス会社等が保有する車両、関西電力(株)が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、京都府バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

＜舞鶴市において全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数 ※1	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	43人	6台	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象となる6地区それぞれにバスを向かわせる想定 ・1台当たり45人程度の乗車を想定 ・全住民の1割が自家用車で避難できないと想定【資料P52】

＜舞鶴市における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

		確保車両台数	備考
		バス	
(A)必要車両台数		6台	
(B)確保車両台数		計6台	
確保先	舞鶴市	2台	保有車両台数 バス2台
	京都府内のバス会社等	3台	保有車両台数 バス2,194台(乗合含む) タクシー5,948台 タクシーを用いた避難が実施できた分必要バス台数は減少
	関西電力(株)	1台	保有車両台数 バス10台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

高浜町青郷地区から避難先施設までの主な経路

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- ▶ 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。

県内避難時の経路
県外避難時の経路



対象地区	人口	うちバス避難者数
たかはまちょう 高浜町 せいきょう 青郷地区	2,205人	30人

避難先(県内避難)

敦賀市

敦賀市立栗野南小学校、
敦賀市立看護大学、他2か所

【主な避難経路①】

国道27号→小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→敦賀IC

【主な避難経路②】

国道27号

【代替避難経路】

国道27号→国道303号→国道161号→国道8号

【主な避難経路③】

国道27号→府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道

【主な避難経路④】

県道16号→国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→国道173号
※その他代替経路として、国道303号、府道・県道1号等を設定

※円滑な避難を実施するため、国道27号や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭西街道や若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

広域避難先(県外避難)

兵庫県・宝塚市

宝塚市立末広体育館、他6か所

県外避難

高浜町高浜地区から避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。

県内避難時の経路
県外避難時の経路



【一時集合場所】
高浜町中央体育館

対象地区	人口	うちバス 避難者数
たかはまちょう 高浜町 たかはま 高浜地区	4,177人	60人

避難先(県内避難)
敦賀市
敦賀市中郷体育館、
敦賀市立中央小学校、他4か所

【主な避難経路①】
国道27号→小浜西IC→舞鶴若狭
自動車道→敦賀IC

【主な避難経路②】
国道27号

【代替避難経路】
国道27号→国道303号→国道161号
→国道8号

【主な避難経路③】
国道27号→府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道
【主な避難経路④】
県道16号→国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→国道173号
※その他代替経路として、国道303号、府道・県道1号等を設定

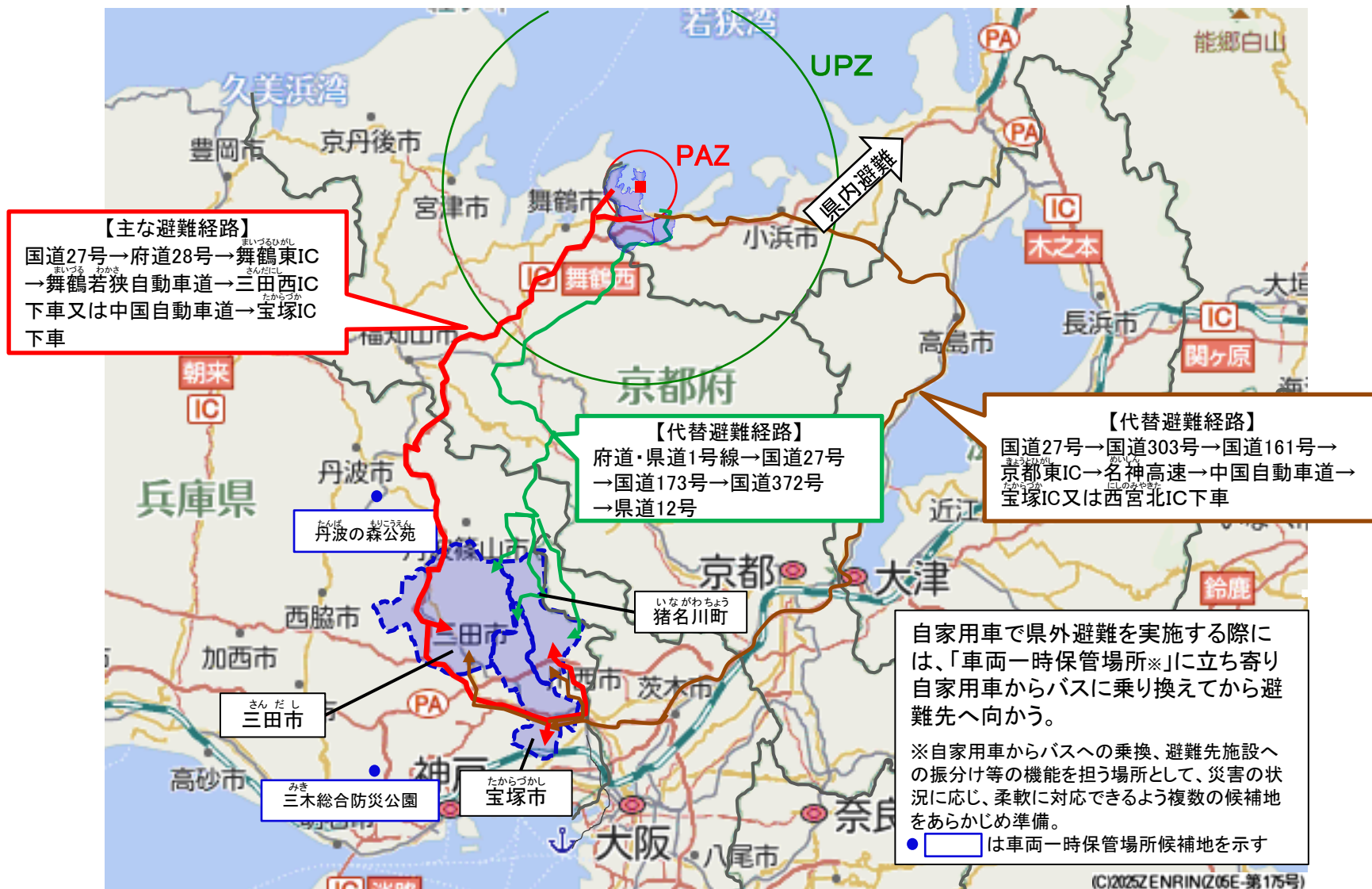
※円滑な避難を実施するため、国道27号や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭西街道や若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

広域避難先(県外避難)
兵庫県・猪名川町
猪名川町スポーツセンター、他2か所
兵庫県・宝塚市
宝塚市立東公民館、他6か所

県外避難

PAZから県外避難先施設までの広域避難経路(高浜町3地区)

- 福井県は、県内避難が基本であり、県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 県外避難先への経路について、想定される経路を記載。



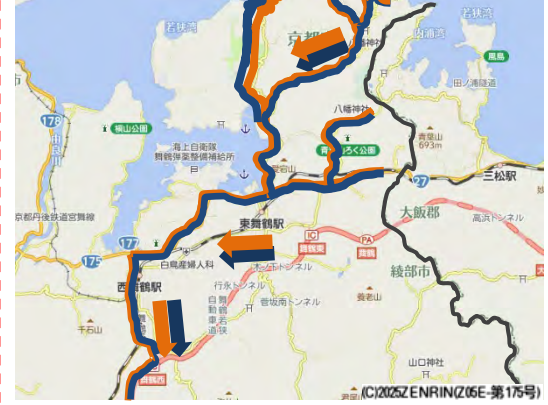
舞鶴市のPAZ6地区※から避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等でバス乗車場所に集まり、京都府等が配車した車両で避難先まで避難を実施。

対象地区	人口	うちバス避難者数
まつお松尾地区	11人	1人
すぎやま杉山地区	32人	3人
おおやま大山地区	41人	4人
たい田井地区	128人	13人
なりう成生地区	38人	4人
のほら野原地区	183人	18人
合計	433人	43人



府内避難時の経路
府外避難時の経路
 ※府内・府外何れに避難する場合でも同経路



【主な避難経路】
 国道27号→舞鶴西IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国自動車道→神戸三田IC→六甲北有料道路→吉尾ランプ→県道82号→県道38号

避難先(府内避難)
 京都市東山区内施設
 (京都市東山青少年活動センター、他9か所)

※PAZに準じた避難を行う地区を含む

広域避難先(府外避難)
 兵庫県・神戸市
 田園スポーツ公園、他1か所

【主な避難経路】
 国道27号→舞鶴西IC→舞鶴若狭自動車道→綾部JCT→京都縦貫自動車道→沓掛IC

避難を円滑に行うための対応策

➤ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、関係府県・関係市町及び府県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

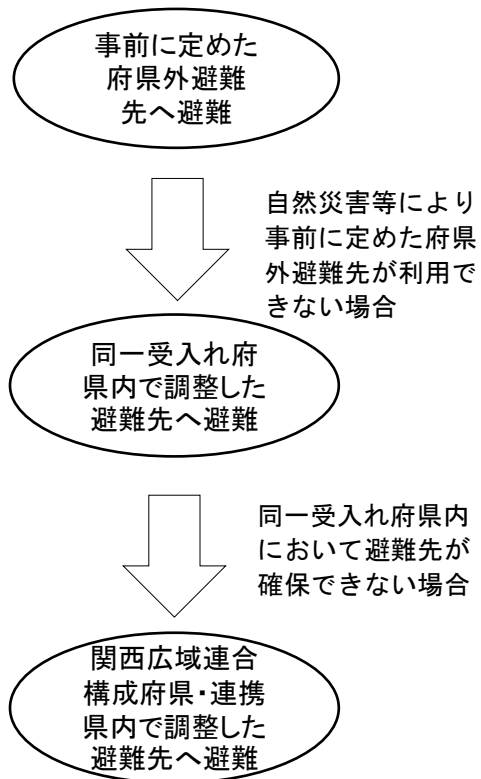
- ### 高浜地域における交通対策
- 1. 道路渋滞把握対策**
ヘリテレ伝送システムを活用し、道路渋滞の把握を実施。
 - 2. 交通誘導対策**
主要交差点等における府県・市町職員や府県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。
 - 3. 交通広報対策**
 - 道路管理者が管理する「道路情報板」及び府県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
 - 日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報
 - 県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報等
 - 4. 交通規制対策**
 - 混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。
 - 信号機の減灯等の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官による交通規制等により対応。
 - 一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターにおいて、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対処。
 - 5. その他の避難の円滑化対策**
 - その他、避難経路上の改善（法面強化・道路拡幅）を行う等の緊急時避難円滑化事業等を活用し、原子力災害時における住民等の避難をより円滑に実施。



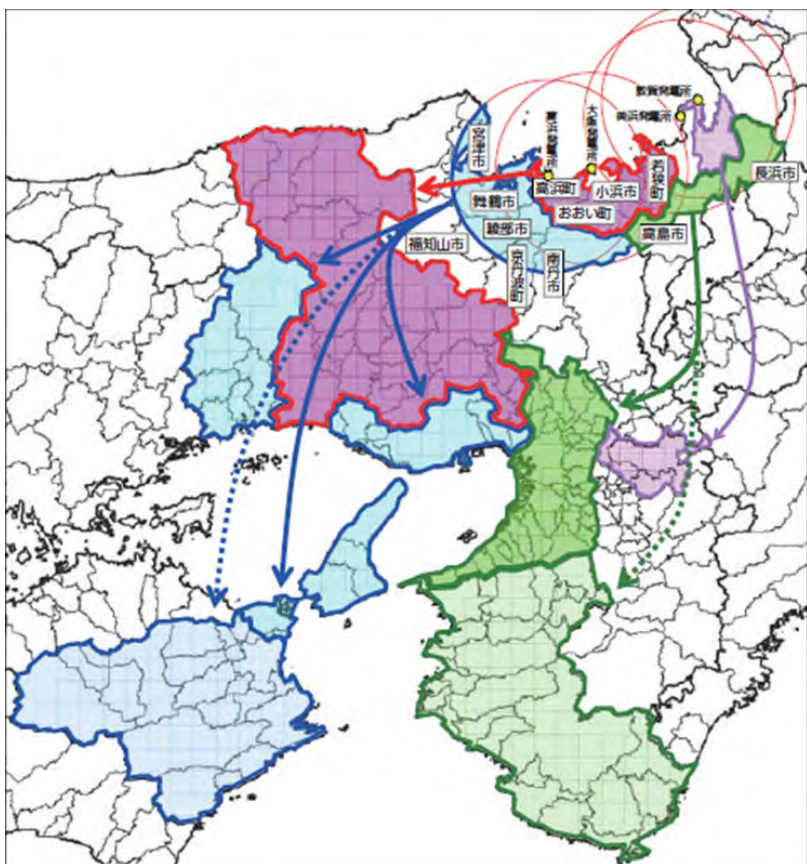
自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保

- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県及び京都府では府県内に加え、府県外においても避難先をあらかじめ確保済み。
- さらに、府県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受け入れができない場合には、同一受け入れ府県内において、必要な受け入れの割当てを見直し、避難先の確保を行う。
- また、避難先府県において、受け入れの一部又は全部ができない場合には、関西広域連合に対し、その受け入れができない部分についての受け入れの調整を要請する。
- 関西広域連合は、受け入れの要請を受けた場合には、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元府県その他の構成府県・連携県と調整の上、避難先の確保を行う。

【府県外避難先の多重確保】



【避難元・府県外避難先の全体像及び構成府県・連携県】



関西広域連合 の構成府県・連携県	
構成府県	連携県
滋賀県※ 京都府※ 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	福井県※ 三重県 鳥取県

※滋賀県、京都府、福井県は他府県の避難先としては想定しない

6. UPZにおける対応

<対応のポイント>

1. 全面緊急事態となった場合、住民(避難行動要支援者を含む。)は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定し、当該地域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象地域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

UPZにおける防護措置の考え方

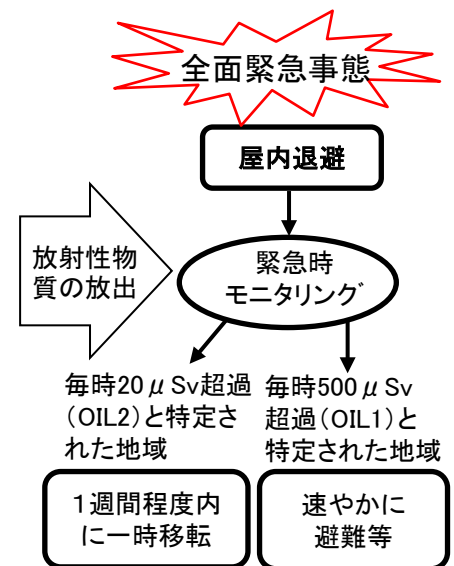
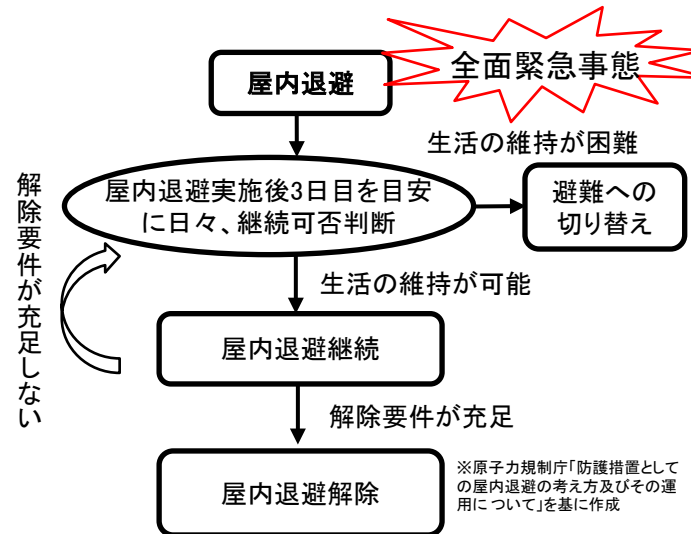
- 全面緊急事態となった場合、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定する。毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過の地域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）を行う（OIL1）。また、毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過した時からおおむね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過している地域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う（OIL2）。
- これらの防護措置（一時移転等）を的確に実施できる体制を整備する。



UPZの防護措置を実施するフロー（屋内退避実施後）

屋内退避継続の可否等の判断フロー

OILに基づく防護措置の判断フロー



- ※ 屋内退避中は原則として屋内に留まることになるが、屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる。
- ※ 屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置であるため、原子炉施設から新たなプルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、解除することとなる。
- ※ 屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。屋内退避中の生活の維持が困難な場合等には、国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら、避難への切り替えを判断し、指示する。
- ※ 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

屋内退避中の一時的な外出等

【住民が自らの生活を維持するための外出】

- 住民等は、屋内退避の指示が出ている間も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出をすることは可能。
- 放射性物質の放出の可能性が高まり、国が外出を控える旨の注意喚起を行った際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要。
- 外出時に防護装備等の特別な対策※1は不要。万一の急な放射性物質の放出による体表面汚染を予防したい場合は、マスクの着用やできる限り肌を露出しない服装にすることが考えられる。

住民が自らの生活を維持するための外出の例



①物資の調達

- 避難所で支給される物資の受取り
- 小売店での物資の購入



②緊急の医療を受ける

- 透析治療や重篤な病気のための医療機関の外来受診
- 処方された医薬品の受取り



③家屋の維持

- 家屋の屋根等の雪下ろし
- 家屋周辺の除雪作業
- 台風襲来時の家屋補強



④動物の世話

- 外飼いのペットや家畜等の給餌

【屋内退避中の生活を支える民間事業者等の活動】

- 緊急事態応急対策に従事する者※2は、必要に応じ、屋外での活動が可能。当該従事者の所属組織は、防護装備の携行・装着、被ばく線量管理及び健康管理を実施。
- 医療活動や社会福祉施設等入所者に対する介護、在宅の避難行動要支援者に対する支援等は継続（P73、74、76、78）。
- 屋内退避指示中も屋内での活動は制限されず、また、屋内退避中の住民の生活を支える上で有益な活動実施のために必要な一時的な外出（従業員の出退勤、必要な商品の搬入等）は可能。
- 屋内退避が長期化した場合等必要と認める場合は、状況に応じ、食料品、医薬品等の生活物資の小売業者に営業を呼びかけ。

※1 直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等

※2 物資輸送や道路啓開、ライフラインの復旧等に従事する国、地方公共団体、ライフライン事業者、輸送事業者等の職員等

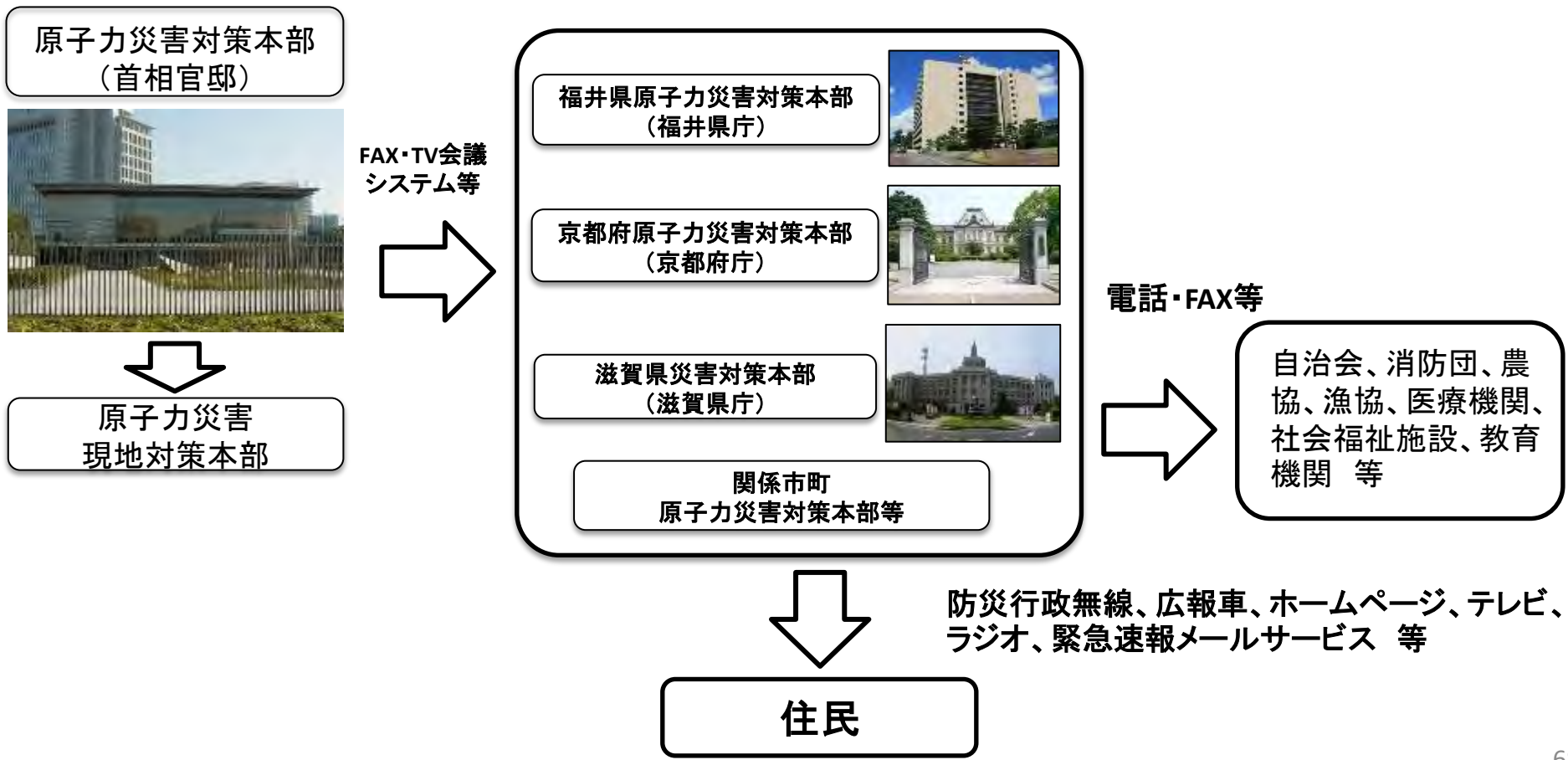
一時移転等に備えた関係者の対応(福井県)

- 福井県及び関係市町は、警戒事態で原子力災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で原子力災害対策本部に移行。
- 福井県は、住民の一時移転等に備え、福井県内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町に対し、FAX・TV会議システム等を用いて伝達。
- 福井県、京都府、滋賀県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



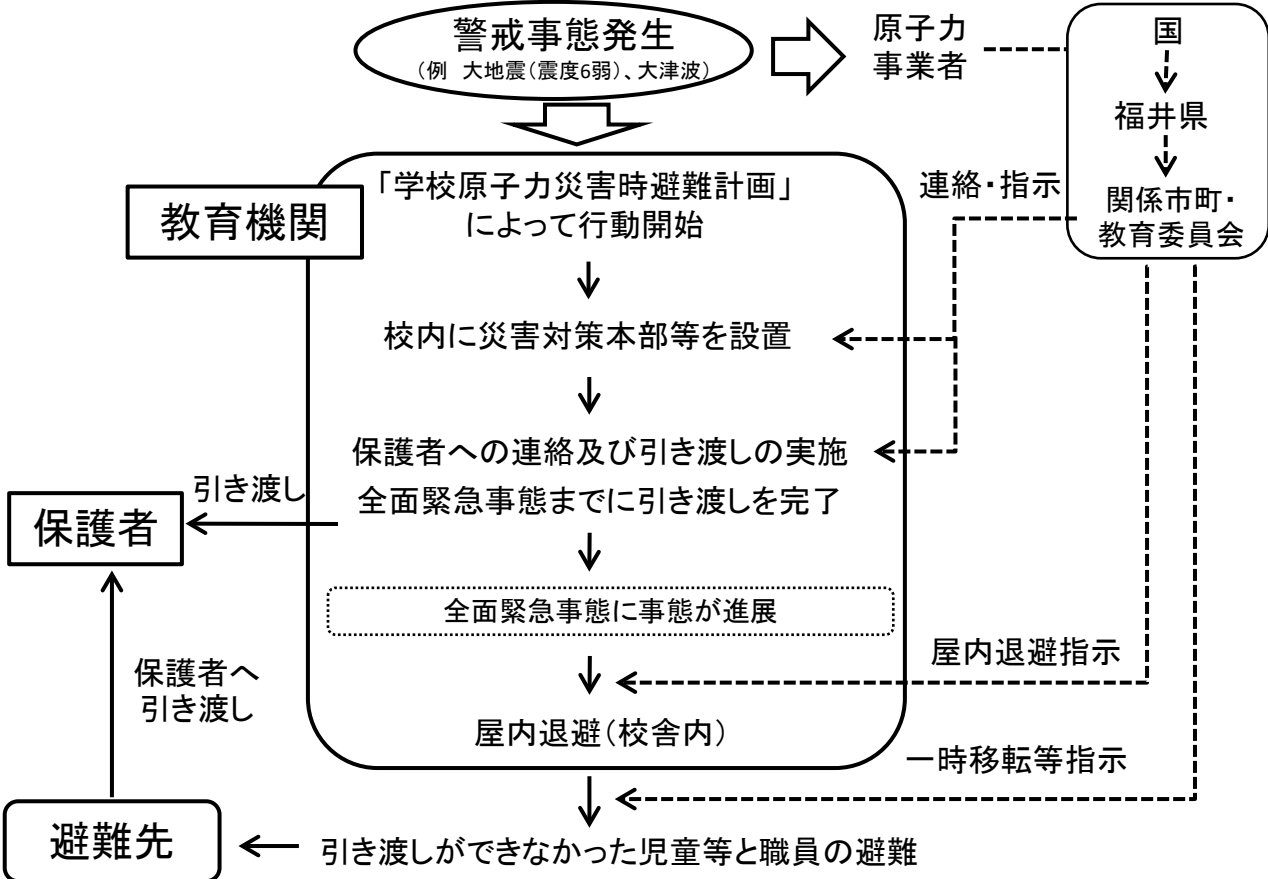
UPZ内住民の一時移転等

- ▶ 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、福井県、京都府及び関係市町が、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行う。
- ▶ UPZ関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- ▶ なお、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき、府県災害対策本部が府県域を越える避難が必要と判断した場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された兵庫県及び徳島県の避難先で受入れを行う。
- ▶ 避難先施設が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入れができない場合は、同一府県又は関西広域連合において避難先の調整を行う。

府県名	市町名	府県内避難先	府県外避難先
福井県	高浜町	敦賀市	兵庫県 三田市、猪名川町 伊丹市、川西市 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、姫路市、市川町、福崎町、神河町 丹波市、小野市、加東市
	おおい町	敦賀市	
	小浜市	鯖江市、越前市	
	若狭町	越前町	
京都府	舞鶴市	京都市、宇治市、城陽市、向日市	兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市、淡路市
	綾部市	福知山市、亀岡市	徳島県 鳴門市、松茂町、北島町
	南丹市	南丹市内	兵庫県 相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、佐用町 洲本市、南あわじ市 芦屋市 上郡町 明石市、加古川市、高砂市 稲美町、播磨町
	京丹波町	京丹波町内	
	福知山市	福知山市内	
	宮津市	福知山市、京丹後市、与謝野町、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市	
	伊根町	京丹後市、精華町	

福井県におけるUPZの学校・保育所等の防護措置

- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZに位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、学校災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができなかった児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZの教育機関数
(令和7年4月1日時点)

	教育機関数 (機関)	児童・生徒 数(人)
保育所・幼稚園等	23	1,487
小学校	16	2,040
中学校	5	1,175
高等学校	2	1,132
特別支援学校	1	85
その他の学校※	3	461
合計	50	6,380

※ 専門学校、専修学校、高等専門学校、大学等

福井県におけるUPZの医療機関・社会福祉施設の避難先

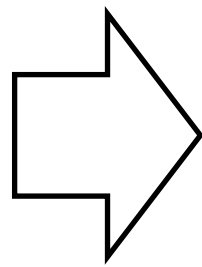
- 福井県では、UPZにある全ての医療機関、社会福祉施設(41施設1,513人)については、PAZ内と同様、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保した避難先施設が使用できない場合には、福井県原子力災害対策本部が受入先を調整。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		7	714
社会福祉 施設	介護保険施設等	19	570
	障害福祉サービス事業所等	15	229
	小計	34	799
合計		41	1,513

< UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
12	3,884
38	570
13	229
51	799
63	4,683

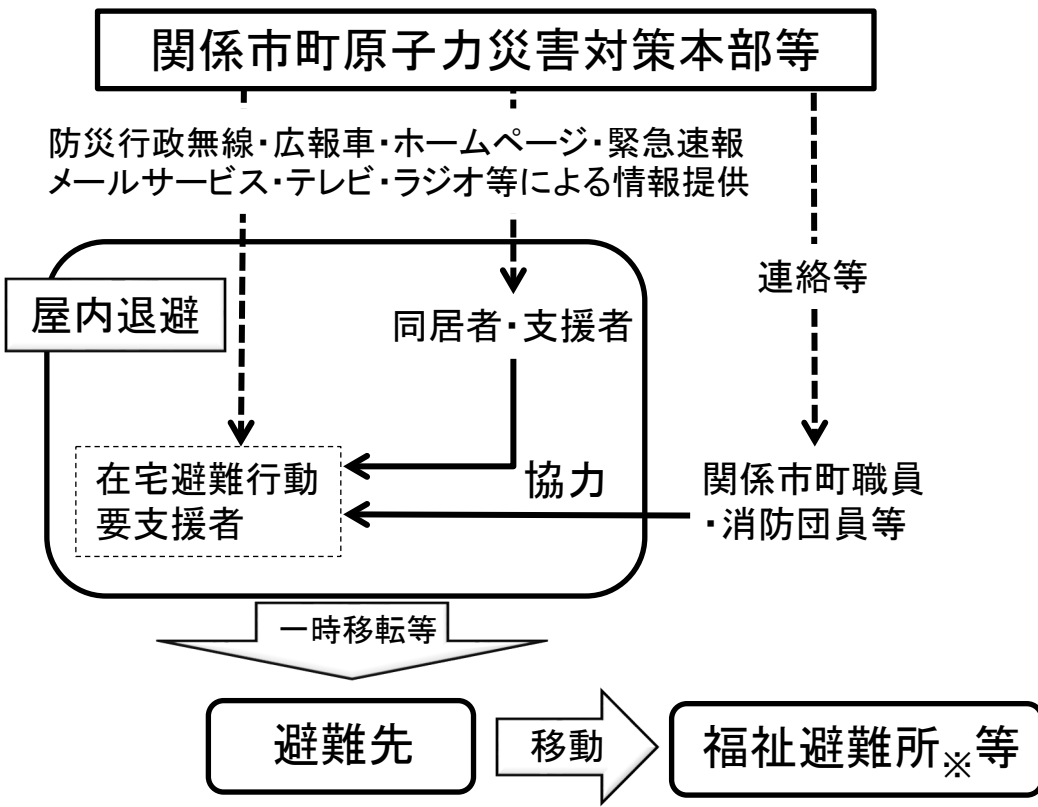


施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保

※ 令和7年3月1日時点(医療機関は令和7年12月31日時点)

福井県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 関係市町は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県原子力災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

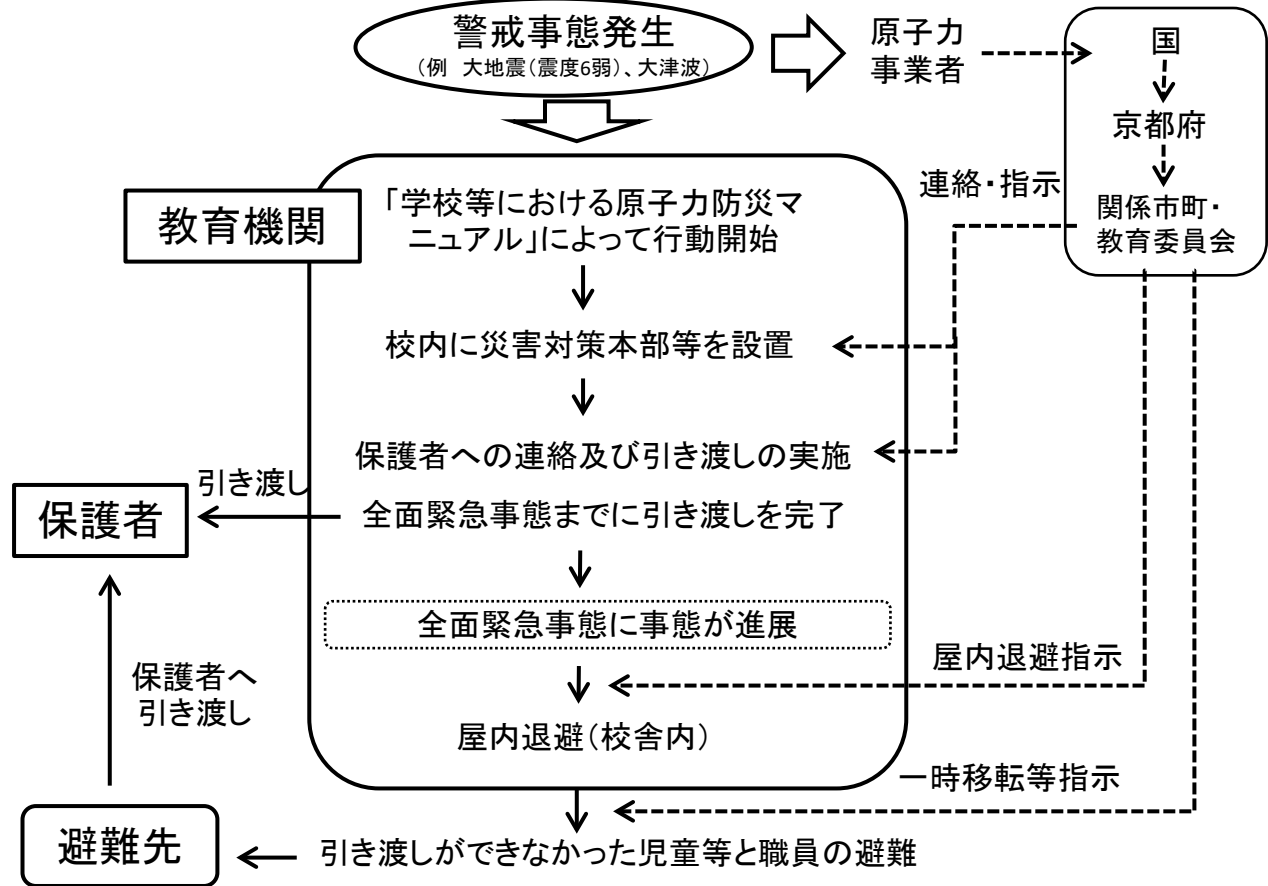
	UPZ内 (人)
たかはまちよう 高浜町	183(183)
ちよう おおい町	385(385)
お ば ま し 小浜市	835(835)
わか さ ち ょう 若狭町	181(28)
合計	1,584(1,431)

※ ()内は支援者有り
 ※ 令和7年4月現在

※県内指定福祉避難所数(避難対象4市町を除く):222施設

京都府におけるUPZの学校・保育所等の防護措置

- ▶ 京都府では、警戒事態発生時に、UPZに位置する保育所・幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等毎に校長等を本部長とする学校原子力災害対策本部等を設置する。
- ▶ 学校原子力災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- ▶ 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZの教育機関数
(令和7年5月1日時点)

	教育機関数 (機関)	児童・生徒 数(人)
保育所・幼稚園等	44	2,507
小学校	30	4,497
中学校	14	2,360
高等学校	8	2,091
特別支援学校	3	204
その他の学校	4	1,103
合計	103	12,762

※ 専門学校、専修学校、高等専門学校、大学等